

奄美市保存樹及び保存樹林の指定基準（案）

平成18年3月20日訓令第44号

奄美市保存樹及び保存樹林の指定基準

奄美市民の環境を守る条例（平成18年奄美市条例第113号。以下「条例」という。）第18条第3号の保存樹及び保存樹林の指定については、条例に定める要件のほか、次に掲げる基準によるものとする。

1 保存樹

次のいずれかに該当し、市民に親しまれ、又は由緒由来があり、かつ、樹容が美観上特に優れていること。

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上の樹木
- (2) 高さがおおむね10メートル以上の樹木
- (3) 高さがおおむね3メートル以上の株立ちした樹木
- (4) 他の同種の樹木に比べて、顕著な特徴を有すること。

2 保存樹林

次の条件に該当し、その集団に属する樹木が健全で、かつ、その集団の樹容が美観上特に優れており、次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 1.5メートルの高さにおける幹の周囲がおおむね1.5メートル以上又は高さがおおむね10メートル以上である樹木が10本以上集団していること。
- (2) その樹木の集団する土地の面積がおおむね300平方メートル以上であること。

附 則

この訓令は、令和●年●月●日から施行する。